

# 平成28年度国民健康保険料の料率などを改定

平成28年度の国民健康保険料の改定について、「国民健康保険運営協議会」における審議・答申を踏まえ、3月開催の市議会第1回定例会において審議され、可決・成立しました。

◆保険年金課 ☎042-460-9822

## 改定の趣旨

国民健康保険は、加入者の皆さんでお金を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度です。その財源は、国や東京都などの公費による負担金で50%、被保険者からの保険料で50%を賄うとされています。しかし、国民健康保険の財政運営は被保険者の高齢化や医療の高度化により毎年医療給付費が増加している一方で、保険料の伸びは低迷し、大変厳しい状況にあります。

本来国民健康保険財政は、独立した会計としての運営を原則とするものですが、不足する財源を全額保険料に求めると大幅な保険料引き上げが必要となります。そこで毎年、一般会計から赤字補填(法定外繰入金)しているのが現状です。

昨年度に引き続いての保険料改定となりますが、平成28年度においても財源不足の状態は続いており、一般会計からの法定外繰入金に頼っている状況です。この負担は市財政にとって大変厳しいものとなっており、これ以上、法定外繰入金を増額することは困難な状況にあります。

こうした財政状況は、本市に限らず全保険者が抱えている課題であり、平成27年5月27日に成立した国保法改正法において、平成30年度から都道府県が財政運営の責任

主体となり、国保運営に中心的な役割を担うことにより制度の安定化を図るとされました。引き続き、国民健康保険制度をめぐる国・都などの動向を注視していきます。

平成28年度国民健康保険料については、医療分(均等割額・平等割額)の改定、医療分・後期高齢者支援金等分・介護分の賦課限度額の改定を行いました。

加入者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

## □一般会計繰入金の状況

※表示単位未満は四捨五入

	24年度	25年度	26年度	27年度 (決算見込額)	28年度 (見込額)
一般会計繰入金	27億5,428万円	26億4,951万円	27億2,609万円	30億6,488万円	31億1,854万円
うち、 法定外繰入金 (赤字補填分)	20億1,661万円	19億円	18億8,000万円	20億816万円	20億7,729万円
上記に占める 1人当たりの 繰入額	3万7,687円	3万6,087円	3万6,521円	4万152円	4万2,607円

## 保険料

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病氣やけがをしたときの医療費や出産育児一時金・葬祭費などの給付に充てられる基礎賦課額(医療分)、75歳以上の後期高齢者

にかかる医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金等分)、加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)の合計額です。

## 保険料の改定内容

### □医療分

賦課項目	料率 <sup>※</sup>		増減
	改定前	改定後	
所得割額	賦課標準額 × 5.41%	賦課標準額 × 5.41%	(据え置き)
均等割額	被保険者数 × 2万2,800円	被保険者数 × 2万5,800円	+3,000円
平等割額	1世帯当たり × 8,800円	1世帯当たり × 5,800円	-3,000円
賦課限度額	51万円	52万円	+1万円

### □後期高齢者支援金等分

賦課項目	料率 <sup>※</sup>		増減
	改定前	改定後	
所得割額	賦課標準額 × 1.68%	賦課標準額 × 1.68%	(据え置き)
均等割額	被保険者数 × 6,500円	被保険者数 × 6,500円	(据え置き)
賦課限度額	16万円	17万円	+1万円

### □介護分

賦課項目	料率 <sup>※</sup>		増減
	改定前	改定後	
所得割額	賦課標準額 × 1.64%	賦課標準額 × 1.64%	(据え置き)
均等割額	第2号被保険者数 × 1万4,300円	第2号被保険者数 × 1万4,300円	(据え置き)
賦課限度額	14万円	16万円	+2万円

## 医療給付費の推移

近年の医療の高度化などにより、1人当たりに掛かる医療費が増加の一途をたどっており、市単位で支える国民健康保険制度の状況も大変厳しいものになっています。

### □保険給付費の状況(一般被保険者分)

※表示単位未満は四捨五入

	24年度	25年度	26年度	27年度 (決算見込額)	28年度 (見込額)
1人当たりの 保険給付費	23万771円	23万6,247円	24万2,291円	25万9,367円	26万5,266円

## 後期高齢者支援金の状況

平成20年度から創設された後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入している保険事業です。その財源は国・都などの公費で50%、各保険者からの支援金で40%、加入者の保険料で10%を賄うとされています。将来にわたって安心して医療を受けられるよう、社会全体で負担し合う制度です。高齢者が増えたことなどにより増加している医療費を賄うため、国民健康保険からも支援金分として負担しています。

### □後期高齢者支援金の状況

※表示単位未満は四捨五入

	24年度	25年度	26年度	27年度 (決算見込額)	28年度 (見込額)
後期高齢者支援金	26億7,179万円	27億9,722万円	27億4,919万円	27億1,915万円	26億957万円

## 介護納付金の状況

介護保険制度の費用は、総給付費のうち国・都などの公費で50%、保険料で50%を賄うとされています。保険事業は、保険料で賄う50%のうち、各健康保険に加入している40歳以上65歳未満の被保険者(第2号被保険者)に28%を負担してもらうもので、相互扶助の構造となっています。

### □介護納付金の状況

※表示単位未満は四捨五入

	24年度	25年度	26年度	27年度 (決算見込額)	28年度 (見込額)
介護納付金	11億1,340万円	11億7,964万円	11億8,862万円	11億1,117万円	10億7,368万円

## 徴収の強化

事情があって滞納している方には、分割納付相談などを適宜行っています。一方でご連絡・ご相談をいただけない場合には、差し押さえなどによる徴収強化を図っています。国民健康保険に加入する皆さんの公平な負担のために、今後も徴収率の向上に努めます。

## 平成28年度の納入通知書の送付

7月中旬に世帯主の方へ送付しますので、納期内納付にご協力をお願いします。

# 統一美化キャンペーン

## 5月28日は関東地方環境美化の日(ごみゼロデー)

時 5月28日(土) 午前8時30分～10時

※雨天決行

場 臨時集積所(右表参照)

市では、西東京市高齢者クラブ連合会・シルバー人材センターおよび西東京市廃棄物減量等推進員の皆さんと共に、統一美化キャンペーンを実施します。

市内の公共の場所(道端や公園など)に捨てられたごみ(可燃・不燃・缶・びん・ペットボトル)を拾い集め、ビニール袋などに入れて臨時集積所(かごを設置)までお持ちください。

まちをきれいにするため、1人でも多

くの方の参加をお願いします。

※臨時集積所には家庭内のごみを持ち込まないでください。

◆ごみ減量推進課  
(☎042-438-4043)



### □臨時集積所

1 谷戸イチョウ公園(谷戸町2-12)	13 ひばりが丘北わんぱく公園(ひばりが丘北2-2)
2 谷戸第二地区会館(谷戸町3-13)	14 あらやしき公園(下保谷4-8)
3 谷戸地区会館(谷戸町1-9)	15 武道場(東町2-4)
4 緑町三丁目都営アパート集会所(緑町3-8)	16 住吉会館ルピナス(住吉町6-15)
5 田無町七丁目都営アパート公園(田無町7-5)	17 保谷庁舎正面入り口(中町1-5)
6 芝久保地区会館(芝久保町3-15)	18 中町児童館(中町4-4)
7 田無駅北口第一自転車駐車場西側出口前(田無町4-5)	19 第2えのき児童遊園(保谷町5-2)
8 南町六丁目 小林宅(南町6-9)	20 富士町福祉会館(富士町6-6)
9 田無庁舎市民広場(南町5-6)	21 都立東伏見公園(東伏見1-2)
10 南町第一児童遊園(南町2-2)	22 むくのき公園(柳沢2-3)
11 向台公園東側入り口(向台町2-5)	23 新町福祉会館(新町5-2)
12 北町緑地保全地域(北町5-5)	24 東伏見コミュニティセンター(東伏見5-10)
	25 柳沢せせらぎ公園(柳沢6-4)